

坂出市保育従事職員資格取得支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保育士確保の一環として、保育施設等に勤務する保育士資格を有していない者の保育士資格の取得を支援することにより、本市の保育施設等における保育士の確保を図り、児童福祉の向上に資することを目的とする。

(交付の対象者)

第2条 補助金の交付を受けることのできる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次に掲げる市内の施設（以下「保育施設等」という。）のいずれかに勤務する者で、かつ、就職した時点で保育士資格を有していない者
 - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所
 - イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園
 - ウ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業
 - エ 企業主導型保育事業費補助金実施要綱（「企業主導型保育事業等の実施について」（平成29年4月27日付け府子本第370号，雇児発0427第2号内閣府子ども・子育て本部統括官，厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別添）第2の1に規定する企業主導型保育事業を行う施設で地域枠を設けている施設
- (2) この要綱の施行の日以後に実施される保育士試験に合格した者
- (3) 第5条の規定による交付申請を行う日において、継続して保育施設等のいずれかに勤務する者であって、保育士資格取得後1年以内のもの
- (4) 他の地方公共団体等による保育士就学資金貸付事業等、この要綱による補助金と同趣旨の貸付けや助成等（雇用保険による教育訓練給付制度等の支援を除く。）を受けていない者
- (5) 市税等の滞納のない者

(交付の対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、児童福祉法第18条の6第1号に規定する都道府県知事の指定する保育士を養成する

学校その他の施設等（以下「養成施設等」という。）における受講等（通信制，昼間・昼夜開講制および夜間・昼間定時制）に要した経費その他保育士資格取得に要した経費のうち，次に掲げるものとする。

- (1) 養成施設等の長が証明する養成施設等に対して支払った入学料（養成施設等における受講の開始に際し，当該養成施設等に納付する入学金または登録料等）
- (2) 受講料（面接授業料，教科書代および教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。））
- (3) 自学学習で使用する教科書代および教材費
- (4) 受験申込に係る費用（合格した場合に限る。）
- (5) 保育士登録事務に係る費用
- (6) 前各号に係る消費税
（補助金の額）

第4条 補助金の交付額は，300,000円を上限とする。ただし，雇用保険の教育訓練給付制度等の支援を受けている場合は，その差額を支払うものとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は，坂出市保育従事職員資格取得支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 所要額内訳書（様式第2号）
- (2) 完了報告書（様式第3号）
- (3) 市内の保育施設等に勤務していることを証明する書類（就労証明書等）
- (4) 補助対象経費の領収書または振込みを行ったことを金融機関が証明した書類の写し
- (5) 保育士証の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類
（交付決定等）

第6条 市長は，前条の補助金交付申請書の提出があったときは，その内容を審査し，補助金交付の適否を決定する。

2 市長は，前項の規定により補助金の交付の適否を決定したときは，坂出市保育従事職員資格取得支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第4号）により

その結果を申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 申請者は、第6条の規定による交付決定を受け、補助金の交付を受けようとするときは、坂出市保育従事職員資格取得支援事業補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第8条 市長は、前条の請求書を受理した後、速やかに補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消しおよび補助金の返還)

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、申請者に対し、その全部または一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 前号に定めるもののほか、市長の指示に従わなかったとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。